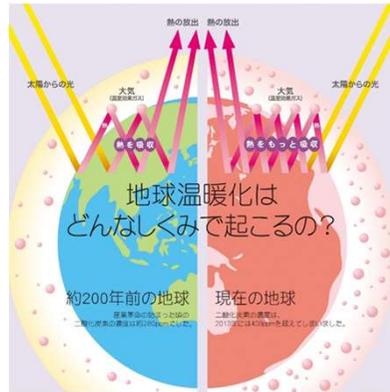


宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【概要版】 令和5年3月

◆ 地球温暖化問題 ◆

私たちの生活や事業活動により、多くのエネルギーや資源が消費されています。エネルギー消費量の増加に伴い、地球温暖化の原因である温室効果ガスが増加し、地球温暖化や気候変動が発生しています。このまま温室効果ガスを排出し続けてしまうと地球温暖化が促進し、我々人類の生存が脅かされる懸念があり、地球温暖化対策の推進が必要です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

◆ 計画の基本的事項 ◆

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第1項の規定に基づき、「宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として策定を行い、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたものです。

◆ 計画の範囲 ◆

町の本庁、支所内の全組織が行うすべての事務・事業
本町が管轄する町内48施設

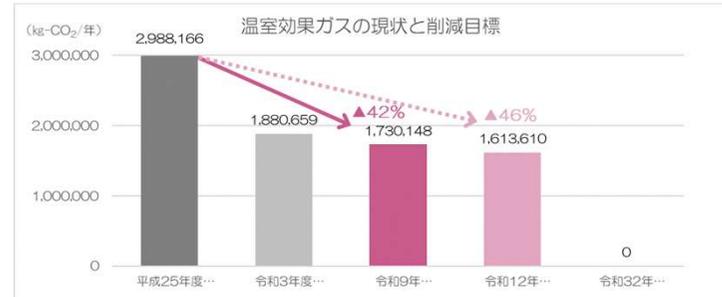
◆ 計画期間 ◆

2023（令和5）年度から～2027（令和9）年度の5年間

◆ 対象となる温室効果ガス ◆

(対象)	(排出源)
①二酸化炭素 (CO ₂)	⇒ 電気の使用、燃料の燃焼など
②メタン (CH ₄)	⇒ 車の走行、下水処理、燃料の燃焼
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	⇒ 車の走行、下水処理、燃料の燃焼
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	⇒ 車のエアコン

◆ 本町から排出される温室効果ガスの現状と削減目標 ◆



本町の事務事業から排出される温室効果ガスは、平成25（2013）年度（基準年度）は2,988,166kg-CO₂で、令和3（2021）年度は基準年度比で37%減少しています。

本町では、温室効果ガスの排出量を令和9（2027）年までに、**基準年度比で42%の削減**をめざします。

中長期的な目標として
令和12（2030）年までに**基準年度比で46%の削減**をめざします。
令和32（2050）年までに**二酸化炭素排出量を実質ゼロ**をめざします。

◆ 温室効果ガスの削減目標とロードマップ ◆

下表のロードマップにより、基準年度比で42%の削減目標の達成をめざします。令和5年度より毎年、基準年度比の1%削減をめざします。目標達成後も令和12（2030）年までに基準年度比で46%削減に向けて継続していきます。



	重点	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
省エネ・省資源の推進							
●購入にあたっての配慮							→
●使用にあたっての配慮							→
・電気使用の削減	●						→
・燃料使用の削減	●						→
・コピー用紙使用量の削減							→
●公共事業の計画・実施にあたっての配慮							→
・再生可能エネルギー導入検討	●						→
・設備更新の検討							→
●イベント計画・実施にあたっての配慮							→

◆ 温室効果ガス削減に向けた取組方針 ◆

(1) ハード対策

- 公共施設における省エネルギー・省CO₂化の推進
⇒今後予定する新築建築物については、原則ZEB Oriented（ゼブ・オリエンテッド）相当以上をめざす。
- 再生可能エネルギーの導入と拡大の推進
⇒太陽光発電設備の設置と拡大等による電力のゼロカーボン化をめざす。
- 移動の脱炭素化の推進
⇒エコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等）を計画的に導入し、燃料使用量の削減を図る。

(2) ソフト対策

- 省エネルギーの推進
⇒電気使用量の削減
施設等燃料の削減
公用車等燃料使用量の削減
- 省資源の推進
⇒上水使用量の削減
コピー・印刷用紙使用量の削減
廃棄物の削減【3R+Renewableの推進】
- その他の取組
⇒再生可能エネルギーの導入
CHOO! CHOICEへの賛同
グリーン購入の推進
環境配慮契約法の推進
ESCO事業の推進
電力契約の検討
マイカーの利用抑制等
エネルギー使用状況等の把握



◆ COOL CHOICE（クールチョイス）への賛同 ◆

温室効果ガスの削減の目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことで

エコカーやエコ家電の「選択」、公共交通機関や階段を利用する「選択」、クールビズやウォームビズをはじめとした低炭素なアクションを実践するライフスタイルの「選択」。



本町では、町民や企業に向けて、このような「**選択**」を広く呼びかけ、啓発活動を推奨します。

◆ 計画の推進 ◆

事務局が主体となり、温室効果ガス排出量の算定、各施設の排出状況などを確認します。

■ 地球温暖化対策実行推進本部の設置

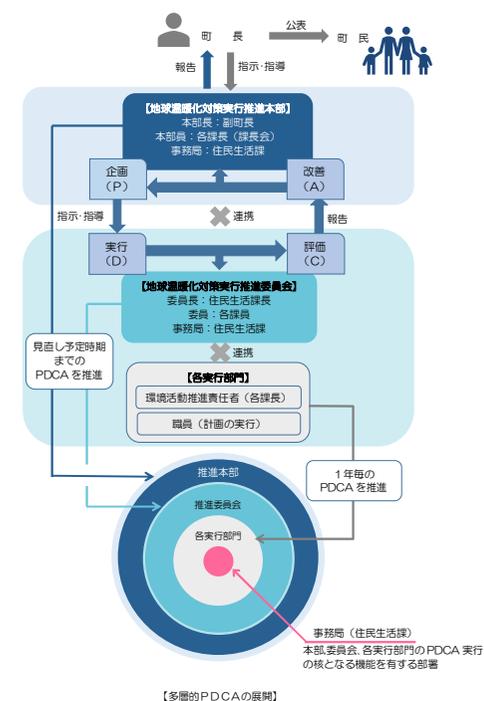
温室効果ガス排出量の削減に向けた計画・改善策を策定するため、地球温暖化対策実行推進本部を設置します。
また、地球温暖化対策実行推進本部長（副町長）は、計画の実施状況を町長に報告し、町長は必要な指示や指導・助言を行います。

■ 地球温暖化対策実行推進委員会の設置

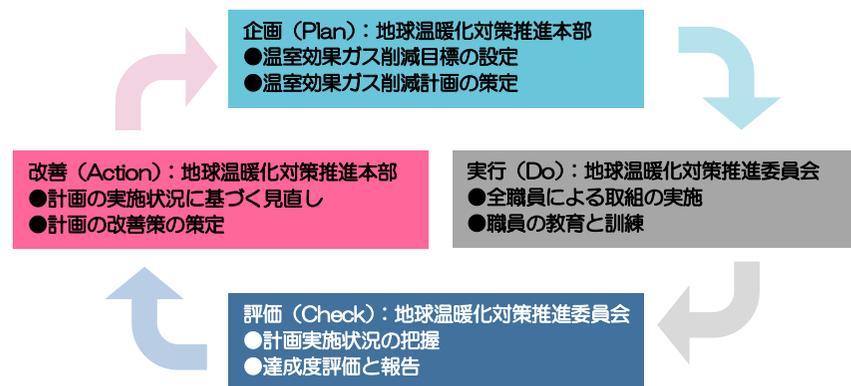
本部が策定した計画の周知・徹底により職員に対する意識啓発を図りながら計画を実行するとともに、計画の実施状況を評価するため、地球温暖化対策実行推進委員会を設置します。
地球温暖化対策実行推進委員は、各課の課員とします。

■ 環境活動推進責任者の配置

各課における環境保全に向けた取組を推進し、調整を行うため環境活動推進責任者を配置します。
環境活動推進責任者は、各課の課長とします。



◆ PDCAサイクル ◆



宇多津町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】 令和5年3月

発行：宇多津町 住民生活課

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

T E L：0877-49-8000（直通）

E-mail：jyumin@town.utazu.kagawa.jp



宇多津町臨海公園イメージキャラクター
宇多津ウミホタルの「う～みん」と「ゆ～みん」
「な～みん」